

平成28年度

明石市特別職報酬等審議会

(第1回)

日時 平成28年5月10日(火) 午後2時から

場所 明石市役所 本庁舎8階 804会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 審議会成立の可否について（事務局報告）

3 会長あいさつ

4 審 議 等

(1) 資料の確認及びポイント説明（事務局より）

(2) 審議会からの提言等の具体化について

- ① 非常勤の行政委員会委員の報酬の見直し
- ② 市長をはじめとする特別職の退職手当の引き下げ
- ③ 地域手当の改正
- ④ 現給保障制度の廃止
- ⑤ ラスパイレス指数

(3) 特別職の給料及び議員の報酬の額等について

(4) 教育長の報酬のあり方について

審 議 資 料 の 略 説

頁	資 料 名
	略 説
5	1 審議会からの提言等の具体化について
	前回の審議会からの提言等についての具体化を記載しています。
6	2 平成28年度 明石市特別職報酬等審議会における審議事項
	このたびの審議会における審議事項の概要等を記載しています。
7	3 前回の審議会での審議内容
	前回の審議会（平成27年5月29日申出）の審議内容の概略を記載しています。
8	4 平成28年度の給与改定等について
	給与改定等の内容について記載しています。
9	5 非常勤の行政委員会委員報酬額について
	非常勤の行政委員会委員の報酬の見直し状況について記載しています。
10	6 明石市特別職等の県下及び特例市並びに中核市における状況
	<p>特別職の給与について、県下、特例市、中核市における順位等を記載しています。</p> <p>なお、市長及び副市長については、条例で規定されている給料月額と、現在実施している、それぞれ30%及び16%カット後の給料月額を記載しています。</p>

11, 12	<p>7 明石市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要</p> <p>平成27年度人事院勧告等を踏まえた、市長をはじめとする特別職の期末手当の引き上げ及び退職手当の引き下げについての概要を記載しています。</p>
13, 14	<p>8 明石市一般職職員（部長級）の給与改定の変遷</p> <p>9 議員と部長級職員の年収額の比較</p> <p>これまでの審議会において、常勤の特別職の給料月額及び議員の報酬を検討する際の目安となった、部長級の給与改定の状況等を記載しています。</p>
15	<p>10 明石市特別職の給与及び議員の報酬の改定状況</p> <p>特別職の給与や議員の報酬の改定状況を記載しています。</p>
16～19	<p>11 新教育長制度の導入にかかる関係条例の整備（案）の概要</p> <p>12 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）</p> <p>新教育長制度の導入にかかる改正概要を記載しています。</p>
20～24	<p>13 市の概要について</p> <p>人口、正規職員数、議員定数並びに人件費、議会費などの決算状況及び各市の財政状況を表す指標（経常収支比率、実質公債費比率、財政力指数）など、市の概要と県下、特例市、中核市の順位を記載しています。</p>
25, 26	<p>14 明石市財政健全化推進計画（素案）抜粋</p> <p>明石市の今後の収支見込み及び今後の財政健全化に係る取組効果額の見込みについて記載しています。</p>
27, 28	<p>15 広報あかし平成27年2月15日号抜粋</p> <p>財政健全化計画の取り組み状況について記載しています。</p>
29	<p>16 特別職の給料、退職手当及び議員の報酬について</p> <p>特別職の給料の性格などについて解説している文献を、参考資料として記載しています。</p>

明石市特別職報酬等審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	カナ氏名	役職等	備考
1 佐々木 弘	ササキ ヒロシ	神戸大学 名誉教授	会長
2 柴田 達三	シバタ タツノウ	明石商工会議所 顧問	会長代理
3 伊賀 文計	イガ フミカズ	明石市医師会 会長	
4 衣笠 泰博	キヌガサ ヤスヒロ	公募委員	
5 澤田 瑞顕	サワダ ミズノギ	明石市連合自治協議会 顧問	
6 高橋 一栄	タカハシ カズエイ	公募委員	
7 竹内 順哉	タケウチ ジュンヤ	明石労働者福祉協議会 会長	
8 田中 文雄	タナカ フミオ	公募委員	
9 松原 由美子	マツバラ ユミコ	明石市連合子ども会育成連絡協議会 会長	
10 水田 美穂	ミズタ ミホ	公募委員	
11 和田 美耶子	ワダ ミヤコ	明石女性生活大学OB会 会長	

審議会からの提言等の具体化について

1 非常勤の行政委員会委員の報酬の見直し（平成28年1月実施済み）

報酬の水準については、前回改定時（平成6年4月1日）から、昨年度までの、常勤の特別職の給料月額の変動率である $\Delta 11.9\%$ を基本として、引き下げを行いました。

また、支給形態については、公平委員会委員を月額制から日額制に変更し、委員長の日額にあつては、本市の条例に定める日額の限度額とし、委員にあつては、これまでの委員長との格差を考慮し、委員長の日額から $\Delta 20\%$ 相当額を差し引いた額としました。

（資料5参照）

2 市長をはじめとする特別職の退職手当の引き下げ（平成28年4月実施済み）

兵庫県市町村職員退職手当組合に準じて、平成28年4月より、支給割合の引き下げを行いました。（資料6、7参照）

3 地域手当の改正（平成28年4月実施済み）

地域手当の支給率を、前年度の 8% から、国の地域指定率（国基準）の 6% に引き下げました。

4 現給保障制度の廃止

給与制度の総合的見直し導入時の現給保障制度及び平成19年度の給与構造改革導入時の現給保障制度については、国に準じて、平成30年3月末をもって廃止します。

5 ラスパイレス指数

給与水準の最も代表的な指標であるラスパイレス指数については、平成27年1月1日の定期昇給において、通常「4号給」のところ、「2号給」に半減するなどの措置を講じたことにより、平成26年度の 101.8 から平成27年度は 101.2 と、 $\Delta 0.6$ ポイントの引き下げとなりました。

また、県下29市における本市の順位についても、高い順で2位から8位になりました。

平成28年度 明石市特別職報酬等審議会における審議事項

1 常勤の特別職及び議員の報酬月額等について

本年度、一般職職員の地域手当の支給率の引き下げ並びに平成27年度の人事院勧告等に基づく給与制度の見直しを行いました。

については、常勤の特別職及び議員の報酬月額等について、参考としている部長級職員の給与改定の状況等を踏まえ、ご審議いただきたいと考えています。

(1) 常勤の特別職の給料月額

改定の参考としてきました部長級職員の給与改定率（制度完成時の平成30年度）は、 $\Delta 1.6\%$ （見込み）となります。（資料8参照）

(2) 議員の報酬月額

改定の参考としてきました部長級職員の年収ベースでの改定率（制度完成時の平成30年度）は、 $\Delta 1.6\%$ （見込み）となります。（資料9参照）

(参考) 本年度の部長級職員の給与改定について

ア 地域手当の支給率を、前年度の8%から、国の地域指定率（国基準）の6%に引き下げ

イ 平成26年度及び平成27年度の人事院勧告を踏まえ、部長級職員の給料月額について、平均 $\Delta 1.78\%$ の引き下げ（ただし、平成30年3月末まで引き下げ前の給料月額を保障）

ウ 55歳を超える管理職の給料等の1.5%減額措置の廃止（平成30年3月末廃止）

2 新教育長の報酬等のあり方について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、平成27年10月から、教育長と教育委員会委員長を一本化した「新教育長」を設置しました。

新教育長は、身分が一般職から常勤の特別職へ、任期が4年から3年に、職責も教育委員会の代表者へと変更になりました。

については、新教育長の給料月額等について、ご審議いただきたいと考えています。（資料11, 12参照）

前回の審議会での審議内容

(平成27年5月29日申出)

1 特別職の給料月額

これまでの本審議会の考え方を踏襲した場合、平成26年度の人事院勧告を踏まえた部長級職員の給与改定率である+0.09%に準じた改定を行うこととなりますが、改定率が僅少であるため、このたびは、改定を行わないことが妥当であると考えます。

2 常勤の特別職の退職手当

これまでの本審議会の考え方を踏襲し、県下で最も低い兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合の引き下げに準じて、平成28年4月より、引き下げを行うことが妥当であるとの結論を得ました。

3 議員の報酬月額

これまでの本審議会の考え方を踏襲した場合、部長級職員の平均年収が、議員の年収を、僅かに0.28%上回っていますが、ほぼ均衡していることから、このたびは、改定を行わないことが妥当であると考えます。

4 早急に取り組むべき課題

今後、市政の運営において、反映されることを望むものを取りまとめました。

(1) 給与の適正化

- ① ラスパイレス指数を100以下にする取り組みを進めるべき。
- ② 地域手当の支給率について、本来の本市における地域指定の支給率である6%とすることを進めるべき。
- ③ 公務員の「現給保障」制度は、可及的速やかに止めるべき。

(2) 特別職の報酬を決めるルールづくり等

- ① これまでの「国に準じて」や「人事院勧告による」以外の、何らかの新しい考え方やルールづくりを、中長期的テーマとして、これからも強い関心を持っていきたいと考える。
- ② 市の財政状況と特別職の報酬等の関係づけについて、引き続き検討を進めるべき。
- ③ 他の自治体との比較で言えば、本市の特別職の報酬等のあるべき値は、「特例市の平均」あたりを目指すべき。
- ④ 議員定数の削減問題も看過されるべきではなく、報酬の水準とこの問題とはセットで検討すべき。

平成28年度の給与改定等について

平成28年度の給与改定については、平成26年度及び平成27年度の人事院勧告に基づく給与改定を行いました。

1 市長をはじめとする特別職

期末手当の年間支給月数を、年間0.1月引き上げるとともに、退職手当の支給割合を、兵庫県市町村職員退職手当組合の取扱いに準じて引き下げました。

2 議員

市議会議員の期末手当についても、特別職の引き上げに合わせ、年間支給月数を、年間0.1月引き上げました。

3 一般職

(1) 地域手当の改正

地域手当の支給率を、現行の8%から、国の地域指定率（国基準）の6%に引き下げました。

【本市における地域手当の支給率】

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
支給率	10.0%	9.5%	9.0%	8.5%	8.0%	6.0%

(2) 平成26年度の人事院勧告に基づく給与制度の総合的見直し

- ① 給料月額を平均△2.0%引き下げ（ただし、平成30年3月末まで引き下げ前の給料月額を保障）
- ② 55歳超管理職の1.5%減額措置の廃止（平成30年3月末廃止）

(3) 平成27年度の人事院勧告に基づく給与改定

- ① 給料月額を平均0.4%引き上げ
- ② 期末勤勉手当の支給月数を年間0.1月引き上げ